

佐久市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、相生町区を地縁による団体として認可したので、同法第260条の2第10項の規定により告示する。

令和8年6月26日

佐久市長 柳 田 清 二

記

- 1 名称
相生町区
- 2 規約に定める目的
自治運営の円滑適正化を図り、区民相互の親睦及び福祉の増進に資するを目的とする。
- 3 区域
区域図で別に定める区域
- 4 事務所
佐久市岩村田 2130 番地 8
- 5 代表者の氏名及び住所
鈴木 茂
佐久市岩村田 2082-3
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
総会の議決に基づいて解散する場合は、全構成員の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 9 認可年月日
令和8年6月19日